■点検項目 25 関係（就業規則）

派遣労働者に適用される就業規則の作成又は変更に当たっては、労基法 90 条により事業場の労働者の過半数代表から意見聴取をすることとされていますが、これに加えて、就業規則の適用を受ける派遣労働者の意見が反映されることが望ましいことから、派遣元事業主は、派遣労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該事業所において雇用する派遣労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聴くように努めなければなりません（派遣法 30 の６）。

「派遣労働者の過半数を代表すると認められるもの」は、事業所の派遣労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、派遣労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は派遣労働者の過半数を代表する者※が考えられます。

※派遣労働者の過半数代表する者については、次のいずれにも該当する者とすることが考えられます。

a 労基法 41 条2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではないこと。

b 就業規則の作成又は変更に係る意見を事業主から聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であって、派遣元事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。